

26番	浅井寿美 議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
1. 一般的な「職業」とは違う自衛隊への中学生の職場体験は中止を 【質問趣旨】 中学生の自衛隊への職場体験は、中学校によって大きなばらつきがあるが、2019年度は3校43人、コロナ禍だった2020年度、21年度は体験者なし、2022年度は3校48人、2023年度は3校31人となった。 自衛隊は、大災害に見舞われた被災地の復旧と支援に赴き、代えがたい役割を果たしている。しかし一方で自衛隊は、国際法上「軍隊」とみなされ、「武力の行使」を前提とした組織体であるため、そのための日常的な訓練を職務としている。 次ページに続く	(1) 自衛隊及び自衛官の任務について (2) 自衛隊への職場体験について	①政府は平成27年(2015年)の国会において、自衛隊は「国際法上、一般的には軍隊として取り扱われるものと考えられる」との見解を示した。公務員の職務の中にはその職務を遂行する上で生命の危機に直面するものがあるが、自衛官には「自らの命を賭けて相手をせん滅(殺傷)する」という武力行使への服従義務があるとされている(賭命義務)。警察官等の公務労働とは明らかに性質を異にするものと考えるが認識を伺う。 ①自衛隊での職場体験の内容について伺う。 ②自衛隊員は絶対的な規律(軍紀)のもとで勤務し生活するとされ、また「自覚に基づく積極的な服従の習性を育成する」とされている。市は、自衛隊を職業として体験させる以上、「賭命義務」他これら自衛隊の特性について、生徒、保護者、教職員は理解していると認識しているか伺う。 ③「積極的な服従の習性」を育成する必要がある「職業」は一般的ではなく特殊であると考えるが認識を伺う。 ④このような自衛隊の任務の特殊性について正確に知らせることなく、武力を行使するための訓練を含む体験を「一般的な職業」として、公教育の場で実施することはやめるべきと考えるが、見解を伺う。

備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。

26番	浅井寿美 議員	
質問タイトル（大項目）	質問項目（中項目）	具体的質問内容（小項目）
戦争を放棄し、武力は持たないと宣言した日本国憲法のもとで、武力を行使するための訓練の体験を公教育の一環として実施することの重大性が問われているため質問する。		

備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。

26番	浅井寿美 議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
2. 違法性が疑われる自衛隊への名簿提供は中止を 【質問趣旨】 地方自治体が、この間全国で自衛隊に対し、募集対象年齢18歳等の個人情報「提供」したのは、2018年度は683自治体で、住民基本台帳の「閲覧」は894自治体であった。 2019年2月、当時の安倍晋三首相は自民党大会で、地方自治体からの要請に自衛隊は命を賭けて災害に立ち向かうにもかかわらず、募集に対して「都道府県の6割以上が協力を拒否している」と発言した。これが契機となり、2021年2月に地方自治体に対し協力を徹底するため、防衛省と総務省連名の通知が出され、その後2022年度	(1) 高校卒業予定者に対する職業紹介及び求人活動の規制について	①職業紹介の活動について厚生労働省は「新規学校卒業者の就職は、その将来を左右する重要な問題である。学校における教育や、家庭、地域社会における社会的啓蒙の過程において十分な配慮が必要である。」とし、また、「・・・学校卒業見込み者等の職業適性を十分把握している学校等が職業安定機関の指導・援助を受けながら自らの事業として職業紹介を行うことがより実態に即するもの」としている。職業紹介に十分な配慮が必要なこと、及び職業適性を把握している学校が職業紹介を行うことが望ましいという認識についてどのような見解か伺う。 ②厚生労働省は、新規学校卒業者への無秩序な求人活動が適正な職業選択を阻害するとして、生徒の家庭を訪問しないこと、職業紹介は学校を介して行うこと、直接勧誘する行為は認めない、などの規制を行っている。したがって、一般的には生徒や親は、自分たちの意に反したり、関知できないところで、求人者から直接勧誘されるべきではないと考えるが、認識を伺う。 ③新規学校卒業者に対する求人活動は、自衛官の募集については職業安定法の適用が除外されているが、1982年、当時の文部省・労働省は「教育的観点から、民間事業所と同様に、所定の時期に学校を通じて学校の協力のもとに行われることが適当と考える」との見解を示している。ところが今回、自衛隊愛知地方協力本部は、学校を通すことなく、保護者を介することもなく直接高校生に勧誘文書を送付している。このことについて、高校生の名簿を提供した市として、どのように認識しているか伺う。

備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。

2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。

3. MS明朝体、12ポイントで記載する。

26番	浅井寿美 議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
は「提供」1068自治体、「閲覧」534自治体となり、「提供」が6割を超えた。瀬戸市も2023年度、2024年度、18歳の市民の個人情報を提供した。 しかし、地方自治体が自衛隊に個人情報を「提供」することについて「違法」と指摘する声は絶えず、奈良市の高校生は、市が無断で自衛隊に個人情報を渡したことは、憲法13条が保障するプライバシー権の侵害だとして、国と市を提訴した。また、「提供」した自治体の中から、「閲覧」に戻す自治体が出始めており、自治体の対応は二分されている。任意である個人情報の「提供」については直ちに中止すべきと考える。	(2) 個人情報提供の違法性(「法令に定められた」ものなのか、また公益性があるのか)について	①個人のプライバシーに関する権利は、憲法13条によって保障される基本的人権の一つである。市が昨年提出した18歳の個人4情報(氏名、生年月日、性別、住所)、今年提供した個人2情報(氏名、住所)は、募集対象者それぞれのプライバシーに関する権利に属するものとするが、見解を伺う。 ②自衛隊愛知地方協力本部は、市に個人情報の「提供」を求めるまでは、住民基本台帳の「閲覧」を行っていた。この閲覧に関しては、2006年の法改正により、住民基本台帳は原則非公開となり、統計調査など公益性が高いと認められるものに限定された。個人情報を提供することは、一省庁の利益に留まるものとするが、高度な公共性を有すると判断された理由を伺う。 ③自衛隊への個人情報提供について、市はその根拠を個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)第69条第1項「法令等に定めがある」とし、その法令を自衛隊法施行令第120条とした。同120条は「防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。」と定めている。しかし、この条文は、資料提供の協力を求める防衛大臣の権限を定めるものであり、個人情報を保有している市長等首長の権限を定めているものではない。市の権限を定めていない法令が根拠法令となるのはどのような理由からか伺う。

備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。

26番	浅井寿美 議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
		④市が根拠法令とした自衛隊法施行令第120条の直前第119条からさかのぼって第114条までは地方公共団体の募集事務（募集期間の告示、募集資格の調査及び受験票の交付、応募資格の調査の委嘱、試験期日及び試験場の告示等、広報宣伝）について定めている。第120条はこれらの規定を受けて定められており、こうした地方公共団体の募集事務に関する報告や資料の提出について定めた規定と解釈すべきと考えるが見解を伺う。 ⑤自衛隊法の解釈文献とされる「防衛法」という書物には自衛隊法施行令第120条の趣旨についての説明として「募集事務がスムーズに遂行されるよう、・・・募集に対する一般の反応、応募者数の大体的見通し、応募年齢層の概数等に関する報告、及び県勢統計などの資料の提出を求め、地方の実状にそくして募集が円滑に行われているかどうかを判断するため」とある。この説明からは施行令第120条のどこを見ても、募集対象者の個人情報の提供を求める趣旨はくみ取れないと考えるが、同条を根拠法令としたのはなぜか伺う。 ⑥市長は2024年3月の代表質問において、今回の個人情報の提供は、国の個人情報保護委員会から、個人情報保護法第69条第1項の「法令に基づく場合」に該当するとの見解が示されていることによるという趣旨の発言をされた。しかしこの条項についてガイドラインは、「なお、他の法令に基づく場合は、利用目的以外の目的のための利用及び提供をし得とするものであり、同項の規定により利用及び提供が義務付けられるものではない。実際の利用及び提供することの適否については、それぞれの法令の趣旨に沿って適切に判断しなければならない。」とある。市が、義務ではない「提供」を実施するに至った判断の理由を伺う。

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。

26番	浅井寿美 議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
	(3) 市による18歳の個人情報の自衛隊愛知地方協力本部への提供について	⑦自衛隊法第97条第1項は「都道府県知事及び市町村長は、・・・募集に関する事務の一部を行う」と定めるのみで、募集事務の具体的内容を定めていない。その下位規範である同法施行令第120条をもって、募集対象者ほぼすべての個人情報を紙媒体や電子媒体などで提供しなければならないと考えるのは無理がある。本人同意なく個人情報を提供することは、人権を制約することとなり、そうするだけの根拠が必要になるが、同法施行令第120条が根拠として成立するのかが、まさに問われている。 市による自衛隊愛知地方協力本部への個人情報の提供は違法性が高いと考えるが見解を伺う。 ①今年度の提供に先立って、瀬戸市と自衛隊愛知地方協力本部は覚書を締結し、提出情報・方法を2023年度の「氏名、生年月日、性別及び住所」・電子媒体から「氏名、住所」・紙媒体（タグシール）に変更した。覚書締結及び提供方法を変更した理由を伺う。 ②覚書には、覚書に定める事項に違反した場合は、以後の提供は一切行わないとあるが、情報が漏洩した場合の責任の所在はどうなるのか伺う。 ③自治体による自衛隊への個人情報の提供、及び自衛隊による個人情報の活用については、現在奈良市の高校生が奈良市及び国を相手取って国家賠償請求訴訟を起こし係争中である。国からの通知も技術的な助言であり、従う義務はない。そして現在も約4割の自治体が個人情報の提供を行っていない。違法性が問われている自衛隊への個人情報の提供は中止すべきと考えるが見解を伺う。

備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。